

## 基本的な調整項目



### 1 合併の方式

合併の方式については、新設合併と編入合併の二つの形態があります。

新設合併とは、8市町村を廃して、新たに一つの市町村を置く場合をいい、対等合併とも言われます。

編入合併とは、一つの市町村の区域、他の市町を加える場合をいい、吸収合併とも言われます。



### 2 合併の期日

合併の期日については、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、合併協議会の協議の進捗状況、合併準備の期間、8市町村の議会や県議会の議決などの期間等を総合的に勘案して判断する必要があります。

なお、合併特例法に基づく財政支援措置等の適用を受けるためには、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て県議会に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行う必要があります。

### 3 新市の名称

新市の名称については、合併の形態によってその取扱いが異なり、新設合併の場合は、新しい市の名称を決めなければなりません。

新市の名称は、住民生活の基本となるものであり、また、住民の一体感を醸成するとともに、地域の歴史や文化を継承し新たに創造するために重要な役割を担うもので、十分協議する必要があります。

### 4 新市の事務所の位置

新設合併の場合には、新たに事務所の位置を定めなければなりません。

事務所の位置を定めるに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公庁との関係等について適当な考慮を払う必要があります。

### 5 財産及び公の施設の取扱い

合併前の市町村が持っていた財産（土地、建物、債権及び債務等）は、新市に引き継ぐのが通例であり、公の施設についても、引き続き、新市の公の施設として設置していくことを協議して決める必要があります。

## 合併特例法の取扱いを調整する項目



## 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

新設合併の場合、8市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことになるのが原則ですが、合併関係市町村の住民の意見を合併後の行政に反映させ、新市建設計画の実施を基礎とした新市の均衡ある振興整備を図る等の趣旨から、合併特例法に、合併後の一定期間に限り、地域住民の代表者である議会の議員の定数や在任に関する特例措置が定められています。

## 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

新設合併の場合、8市町村の農業委員会委員は、すべてその身分を失うことになるのが原則ですが、農業委員会等に関する法律及び合併特例法に、一定期間に限り、定数や在任に関する特例措置が定められています。

## 8 地方税の取扱い

市町村が課することのできる税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税などの普通税と入湯税、都市計画税、国民健康保険税などの目的税があります。

このうち、法で定められ変更の余地のない税率（一定税率）によりすべての市町村が課している税目以外は、8市町村間で税目によって税率が異なっている場合や課税する税目が異なっている場合があります。

こうした場合、合併後直ちに均一の課税をすることによって住民負担に均衡を欠くこととなることもあることから、合併特例法で5年間以内に限り不均一課税が認められています。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

新設合併の場合には、市町村の法人格が消滅するため、一般職の職員は失職することになります。

しかし、合併特例法において一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないと定められています。

## 個別の取扱いを調整する項目



## 10 地域審議会の取扱い

合併特例法により、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前に協議により、旧市町村の区域を単位として、必要な区域に地域審議会を置くことができます。

地域審議会は、新市における関係区域に関する事務について、新市の長の諮問に応じ、または必要に応じて意見を述べることになります。

また、新市の長は、新市建設計画を変更しようとするときには、地域審議会が置かれている場合は、その意見を聞かなければならないこととされています。

## 11 特別職の身分の取扱い

新設合併の場合、8市町村の長、助役、収入役、各種委員会等の特別職はすべて失職することになります。

しかしながら、合併に関与した市町村の特別職の職員が失職することにより、合併後の

事務の推進に支障が生じる可能性もあることから、これらの特別職の職員をどのように処遇するか協議する必要があります。

## 12 組織及び機構の取扱い

新設合併の場合は、8市町村の組織や機構は法的に消滅することから、組織や機構を新たに設置する必要があります。

新市の組織や機構の整備は、新市の長の職務執行者のもとで行われることとなりますが、その内容については、合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、合併市町村の将来の効率的な事務運営につながるよう、協議しておくことが必要となります。

## 13 条例、規則等の取扱い

新設合併の場合には、8市町村の法人格が消滅するため、当該条例、規則等は失効することになります。

合併後、どのような条例、規則を暫定的に適用するのか、あるいは新市の長の職務執行者が専決処分によってどのような条例を制定するのかなど、十分に協議しておく必要があります。

## 14 町名・字名の取扱い

町、字の区域や名称は、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとって大変愛着の深いものですから、合併しても一般的には、従来どおり存続させる場合が多くなっています。

## 15 慣行の取扱い

市民憲章、市歌、市の花・木、各種宣言、市民祭り等の各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきも強いため、その地域でしっかり受け継いでいくべきものです。

しかしながら、新市の一体性の確保という観点から、統一できるものはできるだけ早く統一することも必要であり、これらの慣行については、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら、取扱いを協議しておく必要があります。

## 16 一部事務組合等の取扱い

合併関係市町村が構成団体となっている地方自治法に定める一部事務組合等については、合併前の市町村の法人格が消滅するので、合併関係市町村と広域行政事務を共同で行っている関係地方自治体と協議の上、その取扱いを決める必要があります。

## 17 公共的団体等の取扱い

合併特例法では、農協、漁協、商工会議所、商工会、青年団、婦人会等の公共的団体等は、合併に際し、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないとされています。

## 18 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険は、市町村が保険者となって、住民から保険料を徴収して運営していますが、保険制度の運営状況が異なるため、負担割合も異なっていることがあります。ま

た、保険料のかわりに地方税として国民健康保険税を課している場合もあります。

8市町村間で、国民健康保険制度が異なっている場合には、地方税の取扱いと同様に、不均一課税とすることもできますが、当該制度の趣旨から、できるだけ早く統一していく必要があります。その際には、負担と給付の内容について、8市町村間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように調整することが必要です。

## 19 介護保険事業の取扱い

介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なる場合があります。早期に一体性の確保に努め、住民福祉の向上を図る必要があります。

## 20 消防団の取扱い

消防団は、合併時に統合することが適切です。ただし、8市町村において組織構成、待遇等が異なるので、その取扱いについては、調整検討を図る必要があります。

## 21 使用料、手数料等の取扱い

8市町村間で同一目的の施設や同一種類の事務について、その使用料、手数料が異なっている場合には、あらかじめその取扱いについて十分に検討し、調整を図っておくことが必要です。

これらの協議、調整に当たっては、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われることが必要です。

## 22 補助金、交付金等の取扱い

各種団体に対して交付している補助金や交付金は、合併に際して制度の調整が必要となります。

それぞれの制度の経緯や実情等を踏まえて、これから建設していく新市の振興にどのように役立っていくのかを明確にするとともに、新市の財政状況等に配慮しつつ取扱いを検討することになります。

## 23 各種事務事業の取扱い

8市町村で行っている各種事務事業の調整に当たっては、次のような考え方に基づき行う必要があります。

- **一体性の確保**（住民生活に支障のないように速やかな一体性の確保に努める。）
- **住民福祉の向上**（住民サービス及び住民福祉の向上に努める。）
- **負担の公平**（負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。）
- **健全財政の確保**（新市における健全財政の確保に努める。）
- **行政改革の推進**（行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。）
- **激変緩和**（サービス、負担の急激な変化を避けるよう激変緩和策等について十分な配慮に努める。）

## 24 新市建設計画

新市建設計画は、合併に際し、8市町村の住民に対して新市の将来に関するビジョンを示し、合併の検討材料となるものであって、いわば新市のマスタープランとしての役割を

果たすもので、合併協議会により作成されます。

また、合併特例法に基づく様々な財政支援措置を新市が受けるためには、この計画の作成が前提となっています。